

取扱基準

名称	住宅改修支援事業助成金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	介護支援専門員等が居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対し、住宅改修費の支給の申請にかかる理由書を作成した場合に助成する。
目標	<p>数値化 <input checked="" type="checkbox"/> 非数値化 <input type="checkbox"/></p> <p>要介護者等が住み慣れた自宅での生活を安心して継続できる住環境の整備をはかるため、住宅改修が円滑に行われるよう支援を行う。 (令和7年度 80件)</p> <p>〈目標が数値でない場合の評価方法〉</p>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	住宅改修が必要な理由書作成に係る経費
補助額及びその算定方法又は補助率	<p>理由書作成1件当たり 2,000円 (補助単価は、当該理由書作成業務が介護報酬対象であった時と同額)</p> <p>〈補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由〉 介護報酬対象であった時と同額とし、介護報酬で算定されない部分を補完するため</p>
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終期	<p>令和8年3月31日</p> <p>(終期が3年を超える場合の理由)</p>
補助事業者による情報の公表	<p>〔内容〕 介護報酬で算定されない部分を補完するものであるため公表は行わない。</p> <p>〔媒体〕</p>
担当部署	<p>福祉部介護保険課介護給付係</p> <p>電話 025-226-1273</p> <p>e-mail kaigo@city.niigata.lg.jp</p>